

【添付資料】

○現状報告及び要請事項「ぱあとなあ千葉における個人情報保護法への対処」 (別紙)

【活動報告】

○ 第 4 回 ぱあとなあ千葉 運営委員会

日 時：9 月 6 日 (木) 17:00 ～ 19:30

場 所：千葉県社会福祉センター 会議室

出 席：今川・越後谷・小川・奥野・片野・朽名・篠田・四ノ宮・服部・古澤

議 題： 1 ささえあい制度 。

2 リスクマネジメント部会：個人情報保護法

3 平成 30 年度予算執行状況確認

【理事会決議・承認依頼事項】

1. ばあとなあ千葉の役割と直面する課題

ばあとなあ千葉においては、成年後見制度創設時より成年後見制度の健全な発展のために、成年後見人候補者養成研修の実施と候補者名簿の家庭裁判所のへの提出、ばあとなあ千葉名簿登録員（以下、登録員という）の指導監督等に取り組んできた。

認知症高齢者の増加や障害者の権利擁護活動の高まりなどに伴い、成年後見制度の利用者数は制度発足以来の増加基調となっているところであるが、潜在的な成年後見制度利用が必要と思われる人の数に対して、現実の制度利用者数は極めて不十分な現状にあるとの指摘がなされている。

その大きな理由の一つが、社会福祉士を含む後見人等による被後見人等財産の着服等の不正行為の多発である。最高裁判所においては、不正防止対策として、後見監督人等選任事案の拡大や成年後見制度支援信託等を打ち出している。さらに、成年後見制度利用促進基本計画においても、社会福祉士会等専門職団体に対して団体所属員に対する指導・監督の強化徹底に取り組むことを強く求めているのである。

2. 後見等業務管理の執行と被後見人等のプライバシー

ばあとなあ千葉においては、登録員が受任している各個の後見等案件について「成年後見等活動報告（被後見人等の住所氏名等是不記載）」の提出を義務付け、その全件をばあとなあ千葉運営委員会で内容を精査し、さらに一定の基準で抽出した登録員との個別面談を実施することで、社会福祉士としての後見業務の質の担保と不正防止を図ってきたところである。

さらに、より実効性のある不正防止対策実施が社会全体から要請されるようになったこと受け、ばあとなあ千葉では、他都道府県ばあとなあ、他専門職団体における後見等業務監督を参考にしつつ、2018年2月の活動報告提出期より新たな業務管理のための資料の提出を登録員に義務づける方針を運営委員会決定し、全登録員に書面通知の上実施に移した。

具体的には、財産管理に関して家庭裁判所に報告書を提出した直近の1事案（選定は任意）について家庭裁判所報告時に提出した財産目録のコピーと預貯金通帳のコピーをばあとなあ千葉にも提出する（“本人の特定につながる事項は消して”の指示あるも不完備）というものである。この措置の趣旨は、家庭裁判所による預貯金口座全件についての財産目録上の期末残高と預貯金通帳の期末残高の突合による財産管理の正確性と真正性の確認に加えてダブルチェックを掛けるというのではなく、ばあとなあ千葉への報告はこれまでの預貯金通帳原本確認の要らない“作文で事足りる”程度のものから、事実確認へ一歩踏み込んだ監督業務を進めるというけん制もしくは対外的態度表明にあったといえよう。

しかしながら、この新たな資料提出の義務付けは、ばあとなあ千葉運営委員会での検討に十分な時間が割かれず登録員に対する事前説明が不十分であったこと、さらに改正個人情報保護法の影響もあり、被後見人等のプライバシー保護と強く結びつけられて、登録員間に様々な受け止め方をされることとなった。

3月開催のばあとなあ千葉全体会や事務局に寄せられた質問・苦情には、説明不足への批判だけでなく、改正個人情報保護法の正確もしくは不正確な理解に基づくものもあり（別紙資料にその要約）、ばあとなあ千葉において納得性のある対応が展開できないまま、個別面談においても新資料の提出を拒む登録員が数名いる状況が続いている。

このように被後見人等のプライバシー保護に抵触する（可能性のある）成年後見制度の健全な運用のための取組みと改正個人情報保護法との兼ね合いについて、ばあとなあ千葉での検討が難渋している最中、個人情報取扱事業者である千葉県社会福祉士会（その一事業部門であるばあとなあ千葉）において、従前からの経緯があるとはいえ、改正個人情報保護法や千葉県社会福祉士会個人情報保護ガイドラインに抵触するような個人情報の取扱い（成年後見等活動報告の事務局外への持ち出しと個人宅留置）がなされていることが判明し、理事会から速やかな是正を求められている。

これを受け、ばあとなあ千葉においては、「成年後見制度の健全な運用と個人情報保護法への適切な対処」を重点検討課題として設定し、急ぎ検討を始めたところである。

活動の方向性として、登録員からの質問・苦情への対処、新資料提出を拒絶する登録員への説得等のほか、既存の「権利擁護センターパートナー千葉運営規定」等と改正個人情報保護法や千葉県社会福祉士会個人情報保護ガイドラインとの整合性などを当面（今年中）の検討課題とし、さらには中長期的課題として、成年後見人等である登録員とばあとなあ千葉との間における被後見人等のプライバシーに触れる情報の取扱いに関する手続き規程や運搬・保管方法等ハード面の整備、ばあとなあ千葉における個人情報保護に関する指針（その必要性も含めて）等を展望する。

現状の報告として、まずは改正個人情報保護法の理解、他団体の業務監督制度における個人情報保護への取組みなど情報収集に着手したところであるが、検討 PT（リスクマネジメント部会）には、改正個人情報保護法に基づく業務処理の知識や経験が乏しく、法令読解の過程で新たな疑問に捕らわれるなど、論議の深まりとスピード感のある課題検討には障壁があることを自覚せざるを得ない状況に陥っている。

与えられた課題の重大さを思料するならば、実効性ある課題検討を進め登録員のみならず千葉県社会福祉士会会員一般、さらには被後見人等、家庭裁判所、他専門職団体、今後設置が具体化する中核機関等に対しても納得性の高い結論を早期に得るためには、外部有識者・実務経験者等によるサポートが必要であると考えます。

3. 「成年後見制度の健全な運用と個人情報保護法への適切な対処」を目指して

ばあとなあ千葉としては、理事会に対して、上述の経緯や課題等を理解していただき、以下のような支援・協力をしていただきたく要請する次第である。

第一に、当面(今年中)の検討課題に対して外部有識者・実務経験者等によるサポートを得るための措置を今年度予算によって講じていただきたい。具体的には、法律専門職(弁護士・司法書士)に今後のリスクマネジメント部会にアドバイザー参加(3回程度)していただき、課題検討や結論の取りまとめをサポートしていただきたい。

第二は、中長期的な課題検討に対して、同様に外部有識者・実務経験者等によるサポートを得るための措置を来年度以降の予算によって手当していただくことである。最終的な検討結果を得るには相当の時間がかかると予想されるが、課題別分科会の設定等の工夫により単年度事業を目指したい。

最後になるが、このような特別予算措置による外部有識者等のサポートを求める理由は、ばあとなあ千葉における個人情報保護取扱いに法律的無誤謬性を具備せしめ登録員からの苦情や批判を封じることにあるのではなく、改正個人情報保護法等成年後見制度を取り巻く社会状況の変化にばあとなあ千葉および登録員が適切に対処し、これからも成年後見制度の適切な運用において共に重要な役割を果たしていくためであることを申し述べておきたい。

<別紙資料>

個人情報保護法に関する疑問点・検討事項等の整理 リスクマネジメント部会

	疑 問 等 (後見人等＝成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人)
1	○後見人等(個人・法人とも)は、個人情報保護法に規定される「個人情報取扱事業者」に該当し、一件しか受任していない後見人等(登録員)にも、個人情報保護法が適用されるのか?
2	○家庭裁判所によって任ぜられた後見人等は、管注意義務(民法644条・869条)を負うことになるが、これと個人情報保護法が後見人業務に適用されることの法適用の競合関係はどのようなものなのか? ○家庭裁判所と後見人等との関係は、家事事件手続法および家事審判規則等の裁判所所管法令によって指導監督関係が規定されており、ここに個人情報保護法が関与してくるのか? ○個人情報保護法は成年後見制度をその法規制の支配下におくものなのか?
3	○受任している被後見人等の一覧をワードやエクセルで作成しているだけの場合は、個人情報データベース等に該当するのか? ○登録員が家裁報告用に作成する、被後見人等別の財産目録や収支予定は、保有個人データに該当するのか?

	○被後見人等の通帳をコピーし、コピー上の被後見人等氏名を黒塗りし、再度コピーしたものは、匿名加工情報に該当するか？ ○後見業務で用いる「基本事件番号」は、法第2条第2項「個人識別符号」に当たるのではないのか？ ○個人情報保護法第2条第3項にある「要配慮個人情報」には、被虐待情報も含まれるのか
4	○個人情報を保護法が適用される取扱い主体は、千葉県社会福祉士会なのかばあとなあ千葉なのか？ ○個人情報保護法においては、ばあとなあ千葉はどのような位置付けとなるのか？
5	○ばあとなあ千葉が、所属登録員に対して預貯金通帳コピーの提出（被後見人等の氏名消除済）を求めることは、どのような行為として捉えられるのか？（個人情報保護法・県士会ガイドライン） ○ばあとなあ千葉の登録員が、預貯金通帳コピー（被後見人等の氏名消除済）を提出することは、個人情報保護法においては、どのような行為として捉えられるのか（第三者提供に該当するのか）？
6	○ばあとなあ千葉に預貯金通帳コピーを提出すると、事務局事務員が見ることになり、情報漏えいとなる。 ○預貯金通帳コピーで個人名を消しても、ばあとなあ千葉が保有している登録員別被後見人等名簿と突き合わせれば、誰の通帳か（被後見人等の名前が）分かってしまい、個人情報の流出に繋がる。 ○ばあとなあ千葉では、通帳のコピーを、当該年度の業務適正性のチェックを終わった後も保管するのか？保管期限が決められているのか？ ○通帳コピーのチェックが終了し、業務の適正性が確認できたら、「通帳コピー確認」の記録を残しコピーの現物を廃棄するような措置を講じないのか？ ○ばあとなあ千葉に通帳コピーを提出する場合、受付などの事務処理は運営委員ではなく、事務局職員が行う。個人情報の適切な保護管理が心配だ。

	○ぱあとなあ千葉は、個人情報取扱事業者として、どのような個人情報取扱や苦情処理の体制を整備しているのか？ ○千葉県社会福祉士会個人情報保護ガイドラインは、会全体にわたる包括的な規定であって、登録員が家庭裁判所によって任ぜられた後見人等としての職務を遂行する上で指針としては不十分ではないのか？ ○家庭裁判所からぱあとなあ千葉に対して、後見人等候補者推薦依頼がある場合、どのような個人情報（氏名・住所・財産額）が提供されるのか。ぱあとなあ千葉では、当該情報をどのように利用し、保護管理しているのか？
7	○登録員が被後見人等の個人情報を取り扱う場合の目的として、本人の権利擁護と並んで、自らの後見活動の適正性の立証のための情報利用（家裁報告書への被後見人等個人データの転載）も含まれるのではないのか？家庭裁判所への報告について、本人の同意を得る必要がある（得ている）のであろうか？ ○個人情報保護法第15条第2項において、「個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。」とあるが、ぱあとなあ千葉への個人データ（氏名等を抹消した通帳コピー）の提供は、自らの後見人等活動の適正性の立証の一環として、家庭裁判所への報告書提出と同様に合理的範囲内の目的適合性のある行為として認められるのではないのか？
8	○ぱあとなあ千葉が個人情報取扱事業者として、個人データを第三者に提供することがあるのか。その場合の法令適合性・法令上の根拠はどこにあるのか？本人の同意を得ているのか
9	○被後見人等の氏名の表示されている預貯金通帳ページをコピーし、当該氏名をマジックで塗りつぶし（金融機関名、口座番号は残す）それを再コピーした場合、当該再コピーは個人情報に当たるのか？ ○法第2条第1項「(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別する事ができることとなるものを含む。)」とはどのような意味か？ ○氏名を抹消した預貯金通帳のコピーに、金融機関名、口座番号が残っていれば、金融機関に問い合わせる、ぱあとなあ千葉が保有している被後見人等別預貯金口座番号等一覧と照合するなどして預金者氏名を割り出すことができってしまうから、個人情報の第三者提供になるのではないのか？

登録員からの苦情・質問など（業務管理部会報告、ぱあとなあ千葉ニュースより）

①	通帳コピー提出の意味、意図を伺いたい。	
②	預金残高確認後の通帳コピーの取り扱いは、どのような保管管理をするのか？	
③	財産目録と通帳コピーは、返還するのか？	
④	実施に際しては、登録員の理解を求める必要があった。	
⑤	弁護士にも確認したが、行き過ぎです。	
⑥	被後見人の個人情報家裁にしか提出しません。	
⑦	ぱあとなあ千葉の役員がそこまで（通帳コピーの提出を求めること）できる意味が分からない。	
⑧	被後見人は同意していない以上、提出する訳にいかない。	
⑨	通帳のコピーを提出させる目的やこの間の経緯が不明で、誰が監査するのも不明で心配である。	
⑩	きちんと後見業務を行っているのに、登録員を信用していないのか。	
⑪	個人情報法上で提出できない。	
⑫	被後見人の同意が得られない。	